監査公表第832号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第252条の38第６項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、包括外部監査の結果を受けて、京都市外部監査に係る監査委員の事務の取扱いに関する要綱第６条の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同要綱第７条第１項の規定により次のとおり公表します。

令和８年１１月１２日

京都市監査委員

1　令和７年度包括外部監査（令和８年３月 27 日監査公表第 822 号）

（産業観光局－１）

指　　摘　　事　　項
第４　産業観光局 6. 観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化事業 6.4 新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト） 【指摘事項】事業の結果と仕様書との乖離の見直し YouTube チャンネルの運営について、仕様書には「年間 25 回以上を目安」に動画を投稿する、と定められているが、近年の投稿数は年間 14～16 回程度となっている。複数年、仕様書と乖離した状況となっていることから、「投稿数の目安」を定めるのではなく「制作あるいは投稿の最低本数を定める」や「YouTube 登録者数を目安にする」等、実態に即した形に変更することを検討すべきである。

講　　じ　　た　　措　　置
動画の投稿に当たっては、その本数の多さよりも、編集の仕方や投稿のタイミングを工夫することなど、より視聴者に興味をもっていただける効果的な手法とすることを重視しており、この間の YouTube 登録者数が着実に増加していることからも、本委託業務の事業成果につながってきたものと認識している。 一方で、投稿数と仕様書の記載が乖離した状況となっていることから、令和８年度は、実態に即した形に変更を行うべく、仕様書には「投稿の最低本数」及び「YouTube 登録者数の目安」を記載することとした。

指　　摘　　事　　項
第４　産業観光局 6. 観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化事業 6.6 バーチャル京都館モデル実証事業 【指摘事項】事業存続の再検討 バーチャル京都館については、利用者数が伸び悩んでおり、メタバースの普及も不透明であるため、京都の魅力発信・京都への観光や投資、移住促進ができているかも不透明と言わざるを得ず、事業の廃止も含めて再検討すべきである。

講　　じ　　た　　措　　置
バーチャル京都館は、大阪・関西万博を契機に、国内外でメタバースへの関心が高まることを想定し、実証期間を令和７年度までとして運用してきた。 これまで、様々なイベントの実施を通して、ユーザー同士のコミュニケーションツールとしての有用性は見出せた一方で、イベント実施時以外の集客が伸び悩むなどの課題もあったことから、実証期間が終了する令和７年度末をもって運用を終了した。

２　令和６年度包括外部監査（令和７年３月 31 日監査公表第 812 号）

（生きがい・社会参加－１）

指　　摘　　事　　項
第５　生きがい・社会参加 4. 敬老乗車証 【指摘事項】敬老乗車証の IC 化 平成 25（2013）年時点で検討していたが、約 10 年経過した現在でも IC 化が依然未実現である。導入コストは多額に発生するものの、敬老乗車証の IC カード化を導入し、利用者のより詳細なデータ入手を進めるべきである。利用者のより詳細なデータを入手・分析することでより時代・実態に適した敬老乗車証の制度設計が可能になると言える。

対　　応　　状　　況
敬老乗車証制度の IC 化については、令和９年度中の実現に向けて取り組んでいる市バス等の市民価格において導入予定である、「マイナンバーカードとの紐づけによる識別システム」の活用を前提として、検討を進めている。 令和６年度に実施したアンケート調査で確認した課題や、技術革新の動向等も踏まえ、引き続き、IC 化の検討を加速させていく。

（監査事務局）